

商工観光課からお知らせ

3密を避けた市内飲食店利用推進事業の助成率を変更

関守山商工会議所 ☎・☎(582)2425 FAX(582)1551

新型コロナウイルス感染症の対策を行っている市内飲食店の利用を促進するため、登録店の利用やテイクアウト商品の購入をする際に割引が受けられます。

7月15日(金)から助成率を変更することとなりました。利用条件や利用期間など詳しくは、守山商工会議所ホームページをご覧ください。



ホームページ

7月14日(木)まで		7月15日(金)から	
店内での飲食		店内での飲食	
3人以上10人未満	15%引き(上限1万円)	3人以上10人未満	10%引き(上限1万円)
10人以上	25%引き(上限3万円)	10人以上20人未満	25%引き(上限3万円)
		20人以上	30%引き(上限6万円)
テイクアウト購入		テイクアウト購入	
3,000円以上	15%引き(上限3万円)	3,000円以上	10%引き(上限3万円)
10,000円以上	25%引き(上限3万円)	10,000円以上	20%引き(上限3万円)

※100円未満は切り捨て

小規模事業者持続化補助金への追加支援

販路開拓などに取り組む小規模事業者を支援する国の「小規模事業者持続化補助金」の採択を受けた市内事業者を対象に、追加支援を行います。詳しくは、市ホームページまたは公募要領をご覧ください。

次のすべてを満たす事業者

- ・小規模事業者持続化補助金(第8回～第11回申請受付分)の採択を受け、令和6年3月31日(日)までに事業を完了して、補助金の確定通知を受けたこと
- ・法人については事業所の所在地、個人については住所が市内にあること
- ・税の滞納がないこと

補助率・上限額

類型	通常枠	賃金引き上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
国 補助率	3分の2	3分の2 赤字事業者は4分の3	3分の2			
国 補助上限	50万円	200万円			100万円	
市 補助率	6分の1					
市 補助上限	12万5000円	50万円			25万円	

補助対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費 など

小規模事業者持続化補助金は、各回締切日までに事務局へ申請。

市の追加支援は、令和6年3月31日(日)までに商工観光課へ申請。

小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者持続化補助金事務局(受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時、土・日曜日、祝日、年末年始は除く) ☎03(6632)1502

守山商工会議所 ☎・☎(582)2425 FAX(582)1551

追加支援について

商工観光課 ☎・☎(582)1131 FAX(582)1166 ✉shokokanko@city.moriyama.lg.jp



市ホームページ



小規模事業者持続化補助金事務局  
ホームページ